

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第41号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正に伴い、次の措置を講じることとしました。
  - (1) 新たに建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定（以下「適合性判定」という。）を受けなければならないこととなった建築物について、当該建築物に係る完了検査の申請等に対する検査に係る手数料を定めます。
  - (2) 床面積が300平方メートル以上600平方メートル未満の建築物について、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更を行った場合の適合性判定の申請等に対する審査に係る手数料を定めます。
- 2 建築基準法の規定に基づく建築物に係る完了検査の申請等に対する検査に係る手数料の適正化を図ることとしました。
- 3 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請等に対する審査に係る手数料の適正化を図ることとしました。
- 4 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査等に係る手数料の適正化を図ることとしました。
- 5 都市計画法第37条第1号の規定に基づく完了公告前の建築等の承認の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- 6 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく書面の交付に係る手数料を定めることとしました。
- 7 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料の適正化を図ることとしました。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則に基づく適合性判定の申請等に対する審査、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図ることとしました。
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。ただし、別表第3及び

別表第5の改正規定は、同年7月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考10中

- 「(1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この備考において同じ。）の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
- (2) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 136,000円
- (3) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 164,000円
- (4) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 192,000円
- (5) 非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 248,000円」
- 「(1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この備考において同じ。）の用途が工場等（工場、倉庫その他市長が同項に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況を容易に検査することができる）と認めるものをいう。以下この備考において同じ。）のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 20,000円
- (2) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
- (3) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 74,000円

を

- (4) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 112,000円
- (5) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 139,000円
- (6) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 173,000円
- (7) 非住宅部分の用途が工場等のみのもので、当該非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 241,000円
- (8) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 49,000円
- (9) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 64,000円
- (10) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
- (11) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 136,000円
- (12) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 164,000円
- (13) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 192,000円
- (14) 非住宅部分に工場等以外の用途を含むもので、当該非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 248,000円

に

」

改める。

別表第3(1)の項中「12,000」を「15,000」に、「21,000」を「25,000」に、「31,000」を「40,000」に、「47,000」を「55,000」に、「67,000」を「80,000」に、「110,000」を「130,000」に、「170,000」を「200,000」に、「250,000」を「280,000」に、「340,000」を「370,000」に、「420,000」を「450,000」に改め、同表(2)の項中「420,000円」を「450,000円」に、「10,000円」を「15,000円」に改める。

別表第5(1)の項中「8,600」を「17,000」に、「22,000」を「30,000」に、

「



」を「



」に、「130,000」

を「150,000」に、「170,000」を「210,000」に、「220,000」を「260,000」に、「300,000」を「360,000」に、「13,000」を「25,000」に、「30,000」を「50,000」に、「65,000」を「100,000」に、「120,000」を「180,000」に、「200,000」を「300,000」に、「270,000」を「420,000」に、「340,000」を「4

40,000」に、「



」を「



」に、「190,

000」を「230,000」に、「260,000」を「310,000」に、「390,000」を「460,000」に、「510,000」を「600,000」に、「660,000」を「720,000」に改め、同表(2)の項中「10,000円」を「15,000円」に改め、同表(6)の項及び(7)の項を次のように改める。

(7)	法第45条	主として、自己の居住の用に供する住宅の		
	の規定に基	建築又は住宅以外の建築物若しくは特定		

	づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為	1件	3,000
		その他の開発行為		20,000
(8)	法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付		用紙 1枚	500
(9)	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく書面の交付	法第42条第1項及び第43条第1項の規定に基づく建築等の許可を要しないことを証する場合	1件	5,000
		その他の場合		12,000

別表第5(5)の項中「(5)」を「(6)」に、「6,900」を「8,000」に、「18,000」を「21,000」に、「39,000」を「44,000」に、「69,000」を「77,000」に、「97,000」を「110,000」に改め、同表(4)の項中「(4)」を「(5)」に、「26,000」を「30,000」に改め、同表(3)の項中「(3)」を「(4)」に、「46,000」を「54,000」に改め、同表(2)の項の次に次の1項を加える。

(3)	法第37条第1号の規定に基づく完了公告 (法第36条第3項に規定する公	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る建築等	1件	10,000

告をいう。) 前の建築等の承認の申請に対する審査	そ の 他 の 建 築 等		20,000
--------------------------	---------------	--	--------

別表第5備考1中「(6)の項」を「(7)の項」に、「(5)の項」を「(6)の項」に改め、同備考2中「(6)の項」を「(7)の項」に改める。

別表第8備考以外の部分中

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
-----------------------------	--------	---------	---------

を

」

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の面積	16,000	109,000	281,000
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000

に

」

改める。

別表第9(1)の項中

「

非住宅部分 (法第11条 第1項に規定 する非住宅部	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	円 26,000	円 144,000	円 363,000
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
	10,000平方メートル以上			

を

分をいう。以下この表において同じ。)	25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000
	50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000

」

「

非住宅部分 (法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等(工場、倉庫その他市長が容易に適合性判定に係る審査をすることができるものという。以下この表において同じ。)のみのもの	300平方メートル未満の面積	9,000	18,000	22,000
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の面積	16,000	26,000	30,000
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	37,000	42,000
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	94,000	100,000
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	141,000	149,000
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	176,000	183,000
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	218,000	227,000
	50,000平方メートル以上の面積	277,000	303,000	314,000
	300平方メートル未満の面積	9,000	86,000	224,000

に



非住宅部分に 工場等以外の 用途を含むも の	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の面積	16,000	109,000	281,000
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000
	50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000

」

改め、同表(2)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
-----------------------------	--------	---------	---------

を

」

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の面積	16,000	109,000	281,000
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000

に

方メートル未満の面積			
------------	--	--	--

」

改め、同表(3)の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
-----------------------------	--------	---------	---------

を

」

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の面積	16,000	109,000	281,000
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000

に

」

改め、同表備考2(1)ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同備考6(1)中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同備考7中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第5の改正規定は、同年7月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)